

杉戸町告示第13号

杉戸町介護施設等物価高対応事業費補助金交付要綱を次のように定める。

令和8年1月21日

杉戸町長　　窪　田　裕　之

杉戸町介護施設等物価高対応事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条　この告示は、原油価格、物価高騰の影響を受けている介護施設等の負担を軽減し、もって安定的かつ継続的な事業運営を支援するため、町内介護施設等に対して杉戸町介護施設等物価高対応事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条　補助金の交付の対象となる者は、令和7年12月1日時点において、町内に所在し、かつ、別表に掲げる介護施設等とする。ただし、介護保険法（平成9年法律第123号）第71条の規定による保険医療機関のみなし指定事業者については、令和7年8月1日から令和7年11月30日までに介護サービス提供実績がある者に限る。

2　前項の規定にかかわらず、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項の暴力団又は同条第6号の暴力団員が経営に関与している者は、補助金の交付の対象としない。

(補助金額及び回数)

第3条　補助金の交付額は、別表に掲げる区分に応じ、同表に定める額とする。

2　補助金の交付回数は、1施設（事業所含む）につき1回を限度とする。

(交付申請及び交付決定)

第4条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、杉戸町介護施設等物価高対応事業費補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）に町長が必要と認める書類を添えて、町長が定める期間内に町長に提出しなければならない。

2　町長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、予算の範囲内において補助金の交付の可否を決定し、申請者に対し、杉戸町介護施設等物

価高対応事業費補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

3 町長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、当該申請者が指定する金融機関の口座に補助金を振り込むものとする。

（交付の取消し等）

第5条 町長は、補助金の交付を受ける者又は受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金を交付せず、若しくは全部を返還させることができる。

（1）この告示に違反したとき。

（2）虚偽その他不正な行為により補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき。

（3）その他町長が不適当と認めたとき。

（その他）

第6条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、公布の日から施行する。

（この告示の失効）

2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第5条の規定は、この告示の失効後もなおその効力を有する。

別表（第2条、第3条関係）

No.	区分	補助金額
1	介護老人福祉施設	入所系 定員30人以上 1施設当たり 100,000円
2	短期入所生活介護（空床利用型のものは除く）	
3	認知症対応型共同生活介護	
4	小規模多機能型居宅介護	
5	軽費老人ホーム	
6	有料老人ホーム	
7	サービス付き高齢者向け住宅	
8	通所介護	通所系 1事業所当たり 25,000円
9	通所リハビリテーション	
10	地域密着型通所介護	
11	訪問介護	
12	訪問看護	訪問系
13	訪問リハビリテーション	
14	福祉用具貸与	
15	定期巡回・隨時対応型訪問介護看護	
16	介護予防支援	
17	居宅介護支援	